

第四次草加市総合振興計画第三期基本計画 振興計画審議会（第1回）会議録

日 時	令和4年11月25日（金）19時25分～21時00分
場 所	本庁舎5階 第1・第2会議室
出席者	別紙草加市振興計画審議会委員名簿のとおり（欠席 山田委員） 【事務局（総合政策課）】 総合政策部長、総合政策課長、勝田課長補佐、夢田主幹 日高主任、齋藤主任、高木主事
資 料	【資料】 次第 諮問書の写し 資料1 第四次草加市総合振興計画第三期基本計画策定等方針 資料2 第四次草加市総合振興計画第三期基本計画の策定等について 資料3 振興計画審議会の進め方について（案） 草加市振興計画審議会 質疑書 【参考資料】 第四次草加市総合振興計画基本構想・第二期基本計画 第四次草加市総合振興計画実施計画2022 草加市地域経営指針ver. 3 第2期草加市版総合戦略 草加市実施計画2021 第2期草加市版総合戦略 令和3年度進捗管理結果 令和3年度ダイジェストシート結果報告 令和3年度度施策評価市民アンケート報告書 草加市統計データブック2022

1 開会

（司会）

第1回草加市振興計画審議会を開催させていただきます。
 まず、審議会に先立ちまして、総合政策部長からご挨拶申し上げます。
【総合政策部長あいさつ】

（司会）

それでは審議会に移らせていただきたいと思います。
 まず本日の会議でございますが、出席委員14名、欠席委員1名（山田委員）となっております。従いまして委員の過半数のご出席がありましたので、草加市振興計画審議会条例第6条第2項に基づきまして会議が成立していることをご報告させていただきます。
 次に配布資料の確認をさせていただきます。

【資料確認】

2 会議の公開について

【会議を公開とする】

3 傍聴人について

【傍聴人2名あり】

4 会議録の署名委員について

【署名委員：榎本委員、森委員】

5 諮問

【市より審議会に対し諮問（諮問書の朗読）】

6 説明【質疑応答】

(1) 第四次草加市総合振興計画 第三期基本計画の策定等について

(会長)

今日の進め方ですけれども、いきなりボリュームのある資料がどんと載っていますが、これを全て説明するというのではなく、これは参考資料ということでございます。今のお話、先ほどのご説明ですと、これは参考のために置いていただいて、持ち帰ることは原則なく、置いていくこととなります。本日は皆さんのお手元にある資料で、そもそも計画とはどういうものか、第三期の基本計画ももちろんですし、先ほど説明があった中に、基本構想という、20年間という非常に長いプランの中の、今ちょうどこれは第三期のところ、これを皆さんにご議論いただく。こういった点も含めてそもそも第三期基本計画はどのようなものなのか、これまでの総合振興計画はどういうものなのか、こういうことをまず確認しながら、皆様からもし質問・ご意見があればその都度伺っていきたいと思いますので、今日は説明が長くなるかもしれません。そのことにご理解をいただきながら、もしご意見があれば、またのちほど説明があると思うのですが、文章もしくは次回の会議で補足いただいても構いません。

それでは進めてまいりたいと思います。まず1つ目の第四次草加市総合振興計画 第三期基本計画の策定等について、こちらを事務局から説明をお願いします。

(事務局)

【事務局より資料1及び資料2について説明】

(会長)

ありがとうございます。非常に長い説明でしたけれども、振り返ってみますと皆さん、総合振興計画のイメージはわかると思います。20年間の長い基本構想があります。その中で、今回は第三期の基本計画を策定するということとなります。今はまさに第二期の途中なのですけれども、実はこの第二期を作るときも大体2年前くらいから皆さん議論を始めていらっしゃる。前回この同じ会議を4年前にやっていたのですね、2018年に。おそらくその頃イメージしていたこと、4年前では例えばSDGsという言葉が普及していなかったのではないかと思いますし、DXという言葉も多分知らなかったと思います、皆さん。当時はオリンピックに向けてみんなが、日本中が盛り上がっていて、まさかこのコロナのパンデミックは想像できなかったですし、実はこの4年間にいろいろな変化が起きています。おそらく草加もそうだと思います。そういった中で新たな計画を作るにあたって、やはりいろいろな時代に合ったトピックを入れていかなければならない。皆さんから、こういったものを入れたらいいのではないか、こういう考え方が必要なのではないか、今後の会議の中では是非そういったことをご発言いただきたいと思います。4年でこれだけ世の中が変わってしまうということですね。第三期はまさに今問題となっていること、課題となっていることを、どのような形で市の施策に取り込んでいくか、こういったことになると思います。

基本構想そのものは20年間の構想ですから大きくいじるわけにはいかないのですが、皆さんには第三期の基本計画の部分をご議論いただく。これが冒頭事務局から説明があった、基本計画についての議論をしていただきたい、ということになります。

実際この計画自体が始まるのは令和6年からということになりますので、2年後ですね。皆さんには1年半くらいの猶予がある、そのくらいかけてこの計画を作り上げていくと。ただこの審議会以外にも検討するところが庁内にたくさんあるということです。この審議会はどちらかという意見を言うということです。庁内でも策定は進んでいらっしゃるということですから、具体的に文言や項目を整理しながら我々審議会に諮ってくる、我々はそれに対して意見を言う。こういう場所になります。ここまでよろしいでしょうか。こういう形です。

これを見ると、今年度中に計5回あるようです。資料2の一番最後、11.策定スケジュールを見ると、毎月1回、こういう会議が開かれていくということになります。ちょっとタイトです。この年末・年度末に皆さんにご参集いただくのはタイトなのですけれども、この5回を通じて皆様からご意見をいただきます。

パブリックコメントは、皆さんご存じだと思うのですが、一般の市民の皆さんから意見を募集するという、こういう機会が5月、6月くらいに予定されていますので、その前にある程度固まったものを市民の皆さんにお示しするために、ここが一つ区切りになっています。ここで一つちゃんとした計画を作って、市民の皆さんの意見を最後にパブリックコメントに入れて、最終案ができてくる。こんなスケジュールになっていますので、ちょっと長丁場ですけれども、これを見るとあと5か月、皆さんと一緒に議論していくということになるわけですが、その中で、皆さんがお気づきになった点、これをまたいろいろとご指摘いただければと思います。

ここまではどちらかという、こういったことをするというこの会議の方針、これからのような形で進みますというご説明だったのですが、ちょっとわかりにくい言葉が計画の中にたくさんありますので、まずここまでのところでご質問、特にご意見というより質問だと思うのですが、挙手をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。ちょっとわからない、これはどういうことか、具体的に我々は何をするのか。あるいはページでも構いません。何ページのここですけれども、これはなぜこういうものがあるのか、ですとか。いかがでしょうか、何かあれば。今挙手があれば、事務局に答えていただきます。どうぞ。

(浅古委員)

初めて参加したため、ちんぷんかんぷんなのですけれども、具体的に、第一期からの計画としてどういうものがあって、今どういう状況なのかということがまるでわからないので、その辺がわかるように説明していただければと思います。

(会長)

そうですね、わかりました。まず、基本計画、今回は第三期を作るということですが、一期、二期というのは既にあると思います。二期はちょうど今進捗している状況です。一期、二期がどのようなものであったか、あるいはどこが違うのか、今事務局で説明できますか。

(事務局)

現行の第二期基本計画は、こちらの冊子にございます。

(会長)

これは今の第二期ですね。一期はないのですね。

(事務局)

一期はご用意してないのですけれども、一期から二期を策定するときは、先ほども策定に2年間かかるということでしたので、平成28年度から第一期が始まったのですが、実際第二期を作り始める作業は平成30年度から始めているので、第二期が始まってから2年だったので、大きな変更は第一期から第二期ではあまり加えていません。特に将来都市像で「快適都市」は第一期以降続いている考え方で、それがこの4つの要素で構成しているということも、特段変更は加えてございません。

また、基本計画の中に41個の施策があり、「水環境の保全」「みどりの保全と創出」「環境を守り育てる」など分野ごとの施策があり、例えば施策の何番が福祉です、という作りになっているのですけれども、これについても具体的に申し上げますと、現行は41の施策なのですけれども、第一期は39の施策でございました。

(会長)

2つ増えたということですね。

(事務局)

はい。第一期では教育に関して施策が1個だったのですけれども、それを3個に分割しました。というのは、教育の中でも児童・生徒に対する教育と、学校の施設等ハード面、教育に関する学校・家庭・地域の連携に関するものがあるとの考えから、教育の施策を全体で1つ施策から、ソフト面の子どもに対しての教育、学校の施設等の教育環境の整備・充実、学校・家庭・地域との連携ということで3個に分けて施策が2つ増えたという形で、第一期から第二期は変更を加えているということです。

(会長)

今のお話だと、一期と二期はそんなに大きな差はないということですね。ただ、時代を考えると確かにそうかもしれません。このコロナを経てきた後と、前とでは全然違うのでこの三期はすごく大きな変化があるのではないかと、我々の生活そのものも大きく変わってきたという。一期、二期はそこまで変わっていない。特に右側の細かな施策は39から41に増えたという、そういうところですね。骨格もそんなに大きな変化はないのですか、そうすると。

(事務局)

そうですね、基本構想自体は変えていません。もうちょっとわかりやすいのは、計画冊子の40ページをご覧になっていただくと、色分けした体系図があります。この40ページのただ今申し上げたところが施策の18、19、20です。これが元々一つでございました。これを教育の、本当に児童・生徒を教育する部分と、学校・家庭・地域の連携・協働の推進、20番に教育環境の整備・充実。これを、元々一つだったものが、もうちょっとそれぞれを重要視しようということで単独の施策にそれぞれ分けたというところが、第一期から第二期の変更点です。一番上のグレーのところにある大目標、中目標、小目標が基本構想になるのですが、ここに変更は加えていません。

(会長)

1点、確認ですけれども、今回の審議会ではこの大、中、小の部分は全く触らないのか、

それともある程度見直しも前提に、我々は議論していいのか、こちらについてはいかがでしょうか。

(事務局)

現在の庁内の検討では、大、中、小の部分については見直しを行っていない状況です。

(会長)

今のところ、庁内の議論の中ではここまでは見直しを行わない。むしろ施策をいろいろ、考えていく。ただ、皆さんの中で、大、中、小の部分について、これはもう少し時代に即したほうがいいのか、など意見があれば、また審議会で意見を庁内に持ち帰っていただくこともありうる。ただ20年間の基本構想は、あまりいじるものではないので、今のところ皆さんにご議論いただくのは施策のところということになります。よろしいですか。

(浅古委員)

要するに、理念の作成なのですか、我々に求められているものは。

(会長)

そういうことになります。具体的な事業とか、あるいはどういうことをやるかということではなく、むしろその骨組み、骨格を作る。理念も該当すると思います。おそらく事務局が出してきたものに対して、我々が意見を言う、こういうプロセスになると思いますので。

(帛溪委員)

例えば、「15 心地よいまちづくりの推進」となっていますけれども、具体的にどういうことなのか。

(会長)

それは説明がなかなか難しいかもしれませんが、簡単に説明いただくことはできますか。

(事務局)

例えば「15 心地よいまちづくりの推進」では、計画冊子の76ページをご覧になっていたかと記載がございます。

(会長)

ちなみに我々が、今後出てくる第三期基本計画について、ここをいろいろ議論することもできるということですか。

(事務局)

そうですね。現行の第二期は、施策ごとに施策の意図ですとか、現状と課題があります。現状と課題もあくまで策定の時の現状と課題になっています。こういった現状と課題に対して、その下に施策の方針がございます。こういう現状と課題の中で、こういうことをやっていきたいという考えを記載しているというような形の作りになっています。その部分について、庁内で現在検討を進めておりますのでご審議いただきたいと思います。

(会長)

項目も変わってくる可能性がありますね。施策の意図、課題、方針とありますけれども、これも見直しがあるかもしれないですね、場合によっては。

(事務局)

はい。

(会長)

この辺りを我々は議論することになると思います。おそらく第三期のものがこの審議会に上がってくると思いますので、こういった文章であったり、項目であったり、あるいは字体や見せ方、写真、こういったものを含めて我々は議論できるということになります。

(小川委員)

施策を作るにあたって、予算的なことは全然考えなくてよいのか。例えば教育でしたら、都内の学校と比較してみれば、予算をかければできますが、実際できないじゃないですか。それを予算に合わせて作成するのか、それともほかの自治体のいいものを取り入れる、海外でも、何でもいいのですけど。こういったところからやるのかでずいぶん変わってくると思います。

(会長)

一つ言えることは、この計画にないことを草加市はやらないということ。かなりシビアで、ここに載っているからこそ草加はやるということになるので、載せないということはやらないということになる、これが1点。それから、できるかできないかということですけど、これはこれからチェックをしていくことになると思います。実際にやってみたけど予算が足りなくてできませんでした、いろいろな事情があって駄目でした。そういう場合は行政評価でチェックということで入ってきて、次の計画を作るときに削られたりとか、あるいは見直されたりとか、そういうことになるのですが、原則ここに入っていないものはできないです。自治体としては新たなことをやろうということになると、また計画にないことをもう1回議論しなくてはならないので、ここに載ることが逆に言えばすること、現時点では。そう考えてよろしいですか。

(小川委員)

もう1点、結局、SDGsとか出てきますけど、SDGs1つをやるにしてもとてもじゃないけど相当な量になり、それだけで終わってしまう。それを1項目としてSDGsとしてうたってしまっていていいのか。SDGsに合わせて施策をそれぞれ、環境なら環境とするのか。もしそうするのであれば、全体的にもっとやり直さなければいけないかなと思います。

(会長)

おそらく事務局が検討されていると思うのですが、ほかの自治体ではこういう計画には全部SDGsマークが入っています。いろいろなところに、各ページに。SDGsは全部で17項目ありますけれども、その中のどこに該当するのか、それぞれマークが入っている状況ですから、SDGsの項目を1つ作るのではなく、SDGsの視点に立ってこういう項目が入りますよという感じになっていっている自治体が多いのですが、事務局としてはどうですか、その辺りは。

(事務局)

SDGsの考え方だけを個別に出すというよりも、計画とSDGsの理念がどういう形で、総合振興計画を実行することで市全体としてSDGsを達成していこうというような形で、今会長がおっしゃったように、計画にSDGsの要素を入れていくということを考えています。

(会長)

私もそのほうがよいと思います。いろいろな項目にSDGsが絡んできますので、SDGsという項目を一つ作ってもなかなか難しいところですよ。SDGsの考え方や理念を各項目の中に溶かしこんでいくというイメージになると思います。

ほかにいかがですか。

(大谷委員)

今お話が出ましたけれども、基本的に市の事業は計画の中に入ってくるという話ですけども、これは本当にそうなのですか。というのは、これはあくまでも目指す方向を示すものであって、力を入れている事業がここに入ってくるのではないかと思います。逆に全部入れてしまうと、総合的な計画になってしまって何に力を入れているのかわからないということになると思うんですけど。

(会長)

全部を網羅しないといけない、このような総合計画、総振みたいなのは。逆に言うちょっとでもかかるといことが大事で、一応この理念とか考え方に該当する事業ですよ、という形じゃないと多分建付けが難しいという気がします。だから今おっしゃるように具体的なことはアクションプランで全部事業化されると思いますが。いかがでしょうか。

(事務局)

先ほどの説明の中で、基本構想と基本計画、実施計画の話をさせていただきました。予算、具体的に何をやるかというのは、参考資料の上から2番目の「実施計画」という冊子があるので、こちらに全ての事務事業が記載してございます。併せて実施計画の中で、それぞれの事務事業に対してどれくらいの予算をかけているかというような形で示しています。例えば、先ほどこちらで説明させていただいた基本計画の部分で「水環境の保全」と紐づく施策の柱として、「水質浄化対策の推進」を掲げさせていただいております。それに対して実際何をどのくらいの金額でやっているのか、ということが実施計画で定めている部分でございます。

実施計画の19ページをご覧になっていただきますと、「水環境の保全」のところ資料2にも記載がある「河川浄化対策推進事業」というものを行っておりまして、こちらに対して令和元年度から令和6年度までの事業費が記載されているということで、実施計画については市がやっている全ての事業の記載があります。より具体的な事務事業については、基本計画ではなく、こちらの実施計画で定めているというような作りになってございます。

(会長)

これは2022年度ということですが、2022年から2024年ということですが、これはSDGsマークが入っていますね。最近作ったということがよくわかる。第二期の基本計画には入ってなかったということがありますので、最近はこの形でマークを付けるというケースがありますし、具体的なKPI、指標や費用も書かれています。これが実施計画、アクションプランということになります。今回の会議では、ここまでは触れないということですね。

(事務局)

はい。今回は基本計画の第三期を皆さんに検討いただきたいと思います。

(会長)

そういう諮問を受けましたので、こちらを優先して議論すると。
ほかご質問いかがでしょうか。

(延原委員)

小目標があって、具体的な施策があるということなのですが、施策をやった結果として目標が達成できたかといった効果測定みたいなことについてはどのようになっているのでしょうか。

(事務局)

それは次回の審議会で資料としてご提示させていただこうと思っておりましたが、現行の第二期基本計画について、庁内で検討する前段階として現状の進捗状況を把握するための調査をしており、その結果につきましては次回審議会で資料と合わせてご説明させていただきたいと思います。

(会長)

次回、進捗の状況を資料として提示いただけるということです。
ほかいかがでしょうか。

(三井委員)

今日は、審議会についての基本計画の策定等についてとか、進め方についてというのが会議の主な内容だったと思うのですが、策定スケジュールを見ると審議会が5回しかない。その内の1回が今日で終わってしまうということで、あと4回しかない。そんな中で次の審議会に出てきてどんな議論をするのか、事前に全くわからないと会議に出ても意見が言えないので、事前の資料というのは用意していただいて、審議会の前に配布していただくという計画はあるのでしょうか。

(事務局)

のちほど資料3として、今後の「審議会の進め方について」の中でご説明させていただこうと思っておりますが、当然今回の諮問させていただいている第三期基本計画については、ものすごく幅が広い、あらゆる分野の取組についてが内容となりますので、基本的には資料を事前に配布させていただいて当日も説明させていただきます。いろいろなご意見ですとか、その時以外でもご意見があると思いますので、資料の最後に質疑書を付けさせていただいているのですが、この質疑書の様式に限らずメール、電話、FAX、そういったもので審議会後でも前でも、資料について質問・ご意見等承って、審議会の時にご回答させていただくというような形で、審議会以外の時間でもご意見等を伺えるような形で、事前の資料の配布、ご意見を受けるタイミングを設けていきたいと考えています。

(会長)

こちらはあとで補足説明があると思うのですが、こういった質問を事前に出せば審議会の時にご回答いただけるということですので、これは時間の短縮には繋がってきますよね。資料についても事前配布ということをお事務局はおっしゃっていましたから、皆さんのお手元に事前にこれを読んでおいてくださいと、資料がいく、と。これも時間短縮に繋がると思います。ありがとうございます。

(榎本委員)

施策34番なのですが、医療環境の充実、について詳しく教えていただきたい。コロナで重要になってくるのではないかと思うのですが。

(会長)

これはそうすると第二期ですね。第二期については、おそらくコロナのことについて記述はないと思うのですが、いかがでしょうか。第四次草加市総合振興計画のページで言うと116ページです。

(事務局)

この部分については、主に市立病院に関係した記載をしているところでございます。そういった中で、策定当時は、地域の医療機関が1次医療、それに対して草加市市立病院が2次医療機関としてある中で、役割分担をきちんとしていくことで、草加市の市民の皆様安心して暮らしていただけるような医療体制を提供していく、というような考え方がこちらの施策34として現在進めているところでございます。

(榎本委員)

これに対してどの辺まで進んでいるのでしょうか。

(会長)

これは次回、計画の進捗を説明いただけると思います。

(事務局)

施策34については、担当している部局が検証をしているものを資料として取りまとめておりますので、それについて次回説明させていただければと思います。

(会長)

ほかいかがですか、ご質問。

(2) 振興計画審議会の進め方について

それではこちらを先にいってしまいませんか。資料3「振興計画審議会の進め方について(案)」、こちらをまず事務局からお話いただいて、また皆さんからご質問・ご意見をいただきたいです。

(事務局)

【事務局より資料3について説明】

(会長)

ありがとうございます。毎月開催されるということで、それぞれの回ごとにテーマが設定されていますので、例えば今日は基本計画概要の説明と、どんなことを今後皆さんにやっていただくか、この確認ということになります。中身についてはまだ触れていないということに当然なるのですが。

次回が各種基礎調査ということで、様々な調査に関わるデータをお示しいただけると。先ほどの進捗のチェックということも入ってくるということですから、そちらの情報も我々に共有いただける。それについて皆さんからご意見をいただく。おそらく皆さんの手元に第三期基本計画の素案が届くのは年明けの26日になるのではないかと思います。この時に具体的な文言が出てくるのかなど。実際中身についての審議は26日からということになってくると思います。

実質的には3回、素案についてご議論いただき、おそらく4月、日にちは空いていますがこの日は答申案の策定ということですから、最後取りまとめみたいなどころ、これが4月ということになります。皆さんに本当に中身についてご議論いただき、ご意見をいただくのは正味3回ということになります。

ですから先ほど事務局からご提案があったとおり、質疑書や、電話、メール、FAXでもOKということです。場合によってはこれを書くのが大変という方はお電話で「こういう意見があります」ということでもOKということです。電話・メール・FAX、これで事前にもしご質問・ご意見があれば事務局に投げただけであれば、その部局に問い合わせの上、回答いただくということになります。

例えば今日、医療について聞きたいと事務局に言っても、おそらく医療の担当の方は今日いませんので、保留になってしまうと思います。そうすると1回分置いてしまう、時間がかかってしまいますので、こういう形で質問をしていただければ、「医療について」と書いてあれば担当部局で確認し、翌回の時にご回答いただけるということになっています。時間がすごく短い、少ないということを踏まえて、こういう形でご協力いただきたいと思います。FAX、メール、それから文書ですね。

これを見ると、計画期間4年間を見据えた中での計画の妥当性、不足している点、さらに取り入れたほうが良い要素などについてご意見をいただきたいということですので、我々としてはそういったご意見を皆さんからいただければと思っています。

こちらの進め方も含めて、皆さんからご意見・ご質問があればと思いますがいかがでしょうか。

(三井委員)

この質疑書なのですけれども、書式のデータをいただくことはできないのでしょうか。手書きをするのも大変なので。

(会長)

そうですね、これだと手書きになりますよね。

(事務局)

本日会議が終わりまして、月曜日に委員の皆様にもメールにて添付をさせていただきます。

(三井委員)

なるべくメールを活用するなどしてもらいたい。書式もこれはWordなのかExcelなのか、わかりませんけれども。

(会長)

これはWordですか。

(事務局)

Excelで作っています。

(三井委員)

その辺もいただけたらありがたいなと思います。

(会長)

ではデータで皆さんにお配りするということです。ほか、いかがですか。今後の進め方。

(浅古委員)

委嘱状の任期が2年間ですよ。答申以降はどうなりますか。

(事務局)

今回、任期を2年間にさせていただいて、まず4月で一度答申をいただきます。その後、計画の変更等があった場合、審議会を開かせていただくのですが、変更がない場合につきましては開催の予定はございません。

(浅古委員)

2年間ですか。

(事務局)

はい。任期中に変更等必要が生じた場合、お集まりいただいてご審議いただきたいということです。

(会長)

一応何もなければ、これによると第6回で終了という形ですけれども、例えば議会で何かありました、例えばパブコメで大幅な変更を求められた、そういうときにはまたこのあと第7回、第8回と開催される可能性がある。それも含めて2年間ということになると思います。本当は1年でもいいかもしれないが何かあったときのため、ということでもいいですか、2年取ってあるのは。それとも我々としては、その進捗までも見ていくという意味での2年間なのか。それではないですね。おそらく進捗までを我々が見るということではないですね。

(事務局)

審議会の条例上で、任期は2年となっています。

(会長)

そういうことですね。おそらく皆さんのご負担は、これでいうと4月で終わると、僕は思うのですけれども、条例ではそうなっているということです。

ほか、いかがですか。よろしいでしょうか。今日はどちらかという確認ですから、あらかじめ皆さん共有しておいたほうが良いことが何かあれば、不安な点や、今後どうなるのか

など。

資料については、事前にお送りいただくという話が先ほどありましたけれども、こちらの資料はいつもこういう形で、ここに保管しておくということによろしいでしょうか。

(事務局)

そうですね、毎回私どものほうでこのような形で会議の度にご用意させていただきますので、これと同じセットで。

(会長)

例えば次回の会議で、これをどうしても読み込んでおきたいという方も委員さんの中にいらっしゃると思うのですが、それは持ち帰って見てくるということもOKなのですか。

(事務局)

もちろん持ち帰っていただいても構いませんし、こちらの計画は全てHPにPDFなどで掲載されているので、そちらをご参照いただいてもよろしいかと思えます。

(会長)

おそらく今後そういうこともあるかもしれませんがね。ちょっと読み込んでおきたいからこれを持って帰る。ただお持ちになるのは結構大変ですので、これは全部HPにあるということですから、そちらをデータで見たほうが多分見やすいかもしれません。

資料についてはよろしいですね、毎回事前に送っていただける、それからこのボリュームのものについては一応卓上資料としてはいただけるということですが、もしご自身で確認したい場合はHPをご参照ください。

(事務局)

もちろん、持って帰っていただいても大丈夫です。持って帰っては駄目だからHPを見るよにということではなくて、持って帰るのもOKだし、HPにもあります、ということです。

(会長)

中にはいらっしゃるでしょう、持って帰りたい、じっくり家で読み込みたいという方が。ほかどうですか、大丈夫ですか。

(小野委員)

机に置かれているこの資料なのですからけれども、この資料については、例えば書き込み等を会議中にする方もいらっしゃると思うので、誰の資料か、毎回配るときに同じ人に渡していただきたいと思えます。

(会長)

こちらいかがでしょうか。

(事務局)

はい、対応します。

(会長)

ということですので、場合によっては書き込みや何かがあるかもしれないということで、そうすると、今お手元にあるものは皆さんのマイ資料ということになるわけですね、今後の。ちょっとお手数ですがそれをお願いできればと思います。

ほかはいかがでしょうか。

一応予定は9時なのですけれども、もし皆さんからご意見・ご質問がないようでしたら、今日はこれで一旦この審議会は終了ということにさせていただきますが、よろしいですか。

それでは今事務局から提案がありました審議会の進め方ですけれども、一応これでよろしいでしょうか、こういう形で進めていくことで。

(異議なしを確認)

それではご意見がなかったということで、こちらで進めていければと思います。

ほかになければ会議を終了とさせていただきます。ご協力ありがとうございました。

それでは進行を事務局にお返しします。

7 その他

【事務局より次回会議についてのご案内】

8 閉会

(司会)

それでは以上をもちまして第1回草加市振興計画審議会を閉会といたします。

本日はありがとうございました。

以上

署名委員 _____

署名委員 _____